

第三十四回国会 衆議院 日米安全保障条約等特別委員会議録 第十五号

昭和三十五年四月八日(金曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事井出一太郎君 理事岩本 信行君

理事大久保武雄君 理事櫻内 義雄君

理事椎熊 三郎君 理事西村 力弥君

理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君

安部晋太郎君 愛知 揆一君

秋田 大助君 池田正之輔君

石坂 繁君 鍛冶 良作君

鴨田 宗一君 賀屋 興宣君

小林 銑君 田中 榮一君

田中 龍夫君 田中 正巳君

塚田十一郎君 床次 徳二君

野田 武夫君 服部 安司君

福家 俊一君 古井 喜實君

保科洋四郎君 毛利 松平君

山下 春江君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 黒田 壽男君

戸叶 里子君 穂積 七郎君

森島 守人君 受田 新吉君

田中幾三郎君 堤 ヴルヨ君

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

国務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 俊一君

法制局長官 林 修三君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長) 調達庁長官 丸山 信君

外務事務官 下田 武三君

大臣官房審議官

官

外務事務官 森 治樹君
(アメリカ局長)
外務事務官 高橋 通敏君
(条約局長)
委員外の出席者
専門員 佐藤 敏人君

四月八日
委員大貫大八君辭任につき、その補
欠として田中幾三郎君が議長の指名
で委員に選任された。

四月七日
日米安全保障条約改定反対に關する
請願(小松幹君紹介(第二二二〇号))
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約の締結につ
いて承認を求めるの件(条約第一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六條に基
づく施設及び区域並びに日本国にお
ける合衆国軍隊の地位に關する協定
の締結について承認を求めるの件
(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約等の締結に
伴う關係法令の整理に關する法律案
(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより會議を開きま
す。

日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約の締結につ
いて承認を求めるの件、日本国とアメ
リカ合衆国との間の相互協力及び安全
保障条約第六條に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地
位に關する協定の締結について承認を
求めるの件、及び日本国とアメリカ合
衆国との間の相互協力及び安全保障条
約等の締結に伴う關係法令の整理に關
する法律案、右各件を一括して議題と
し、前會に引き続き質疑を行ないま
す。總務七郎君。

○總務委員 質問に入ります前に、岸
總理初め政府閣僚に要望をいたしてお
きたいと思ひます。この新たな安保
条約が審議されるようになりましてか
れども、その間、第一には、政府の提
出された新年度予算審議のために時間
がとられたこと、それから第二は、条
約の修正権に対する政府の統一解釈が
混乱を起したと、第三には、条約
中、占めるところの極東の範圍に對す
る政府・与党間の統一解釈が混亂をし
たこと、おもにこの三つの理由によつ
て、今日まで二カ月余を費やしたわけ
です。そして、この関心を持った重要
な新条約は、まだ遺憾ながら、その本
質的な審議に今まで入っておりませ
んでした。そこで、きょうからは時間
を得まして、最初に、条約の性格その
ものについての本質的な總括質問をい
たしたいと思ひておりますけれども、
それにあたりまして要望をしておきた
いと思ひますのは、最近の国会の論議
をわれわれ振り返つてみますと、いさ
さか末節の議論に花を咲かせたり、あ

るいはまた、政府が混亂をした足にか
みつかれたり、出したしつぱを押えら
れたり、そのために混亂をいたしまし
て、本質的な審議が十分尽くされて
参らなかつたのです。これはどうい
うことかという、やはり特に政府當局
で反省をしていただかなければならな
いことは、今日の国会は、昔の大連石
のカーテンの中の、国民の目や耳から
遮断された国会とは違ひまして、国民
のために、国民の中で、ともに審議し
なければならぬ性格を持つておるの
ですから、従つて、条約または法律の
末梢解釈にのみ主力を注いだり、ある
いはまた、政府の不統一見解の暴露の
ために興味をそそつて時間を使つた
り、そういうことでなくて、お互いに
信ずるところの政策の所信を明らかに
して十分話し合ひ、審議を尽くす、そ
れが国民の中にも理解され、国民の世
論となつて形成されてくる、それをま
た国会は受け取つて重ねて審議をしな
ければならぬ、そういうときに、や
やともすれば、今のような末節の議論
に花が咲いたり、政府のあげ足あるい
はしつぱを押えることに時間を使つた
りすることは、政府自身が、本質的な
政策についてのまじめにして、率直な
所信を明らかにされなからずです。

その一番重要な論議については、見解
の相違であるとか、認識の相違である
とか、逃げ口上を使われて、まじめに
これに答へ、所信を明らかにしよう
としない、そして最後は、多数の力を
もつていたずらに審議を打ち切り、あ
るいは採決を強行する、こういうこと
になりがちでございました。だからこ
そ、われわれこの条約なり政策なりに
疑問を持ちます者は、やむを得ずいた
しまして、末梢の議論によつて政府の
多数の暴力を食ひとめようとする、あ
るいはまた、政府の出したしつぱをつ
かまえて、その横暴を食ひとめようと
する、そういうことになるわけであり
ますから、この際、政府・与党として
も、この条約は重要であるから、十分
なる自信を持つて慎重討議をしようと
言つてゐる。われわれもその所信を持
つて、この委員会に当初から臨んで参り
ました。引き延ばしなどは毛頭考へて
おりません。従つて、今後の審議にお
きましては、われわれが質問の機会を
持つことが委員会の審議ではなくて、
同時に政府が国の内外に向かつてその
所信を明確にする機会でもあるわけ
でございますから、その点については、
あらかじめこの際岸總理初め各閣僚に
重ねてお願いをいたすとともに、十分
なる審議を尽くす、そして問題があつ
たに類ならないようにしておくことが、与
党、野党を問わず、国会審議の責任で
あると思ひますから、ぜひともその心
がまえで十分なる審議をしていただき
たい。そのように要望いたします。こ
れに對する總理の所感をこの際伺つ
ておきたいと思ひます。

○岸國務大臣 私が、この条約の審議
にあつて、十分にこれの審議を尽く
して国民の理解を深めるようにいたし
たいということは、重ねて申し上げて
おります。従つて、私は、質疑応答を通
じて、政府、野党の見解を十分に国民

うな今の御議論であります、これは私は間違つておる、こう思います。

○樞密委員 申儀にも逃げになつてはいけません。あなたも近代的な学問をされておられて、帝国主義という言葉を、今日の政治社会学においてどういう概念であるかという事は、もう明確でございます。従つて、帝国主義という言葉を逃げる、逃げないではなくて、それは正しいお尋ねいたしまし

われわれはまず第一に帝国主義というものを、近代的な資本の独占集中化が行なわれて金融支配が行なわれておる、そしてその対外的な資本輸出が行なわれる。そして力を背景として国際的な分割統治が行なわれて世界の分割化が行なわれて、そしてその資本の対外的な輸出のバイパスを通じて、その資本の性格、運営が、その後進国に対する搾取支配が行なわれておる、こういう内容をもつて大體帝国主義とわれわれは概念いたしております。そこで、そういう意味で、もし私の規定いたしました帝国主義の概念が間違つておる、あなたの理解においては他のものであるとおっしゃるならば、この際明らかにしていただきますと、あとで軍事同盟は一体どういう意味であるかという規定も、軍事同盟である、ないという事を論争をいたしたとしても、お互いが理解しております概念の内容が違つていたら、これは議論になりません。むだな議論になりますから、帝国主義に對しては、われわれはそれのように規定をいたしまして御質問を申し上げます。それで國際的にも説明をし、國際的な質問にも答へ、國際的な理解に對してもわれわれは理解してい

かなければならぬと考えております。それでございますから、帝国主義あるいは軍事同盟については、これは後に概念規定をお互いに明確にしてから質疑応答をいたしたいと思つておりますが、帝国主義の規定について、私はそのように理解いたしております。もし誤まりがあったならば、また違つた御意見があったならば、この際明らかにしておいていただきたいと思います。

○岸國務大臣 私はただ単に資本主義の国だけが帝国主義というふうな考へ方ではなしに、共產主義の国にも、そういうふうな自分の力をもつて他の国を分割支配しようとか、あるいは他の国を政治的に支配しようとか、いうような考へ方は、われわれが眞の平等の原則と自由の原則に立つての世界平和を脅威するものとして考へる限りにおいては、やはり同様である、かように私は概念いたしております。

○樞密委員 そういたしますと、あなたの御意見では、私の申し上げましたことは帝国主義のすべてを尽くしてないが、帝国主義の規定のそれも規定として正しい、こういう趣旨でござい

ます。

○岸國務大臣 私は、今帝国主義というふうな言葉をここで定義しようとは、実は考へておらないのであります。私自身は、われわれが願つておる世界の平和、そして世界人類の福祉という理想の國際社会というものを描く上におきまして、それが資本主義によるところの資本主義の他の國々の自由と独立と繁榮を妨げるような、他國を資本主義によつて支配しようとすることは、望ましくないことである。そういうものは排撃しなければならぬと

同様に、共產主義による同様な効果をもたらすことに対しても、われわれは、これは人類の眞のわれわれが理想とする平和の狀態ではない、かように考へておるわけでありませう。帝国主義という概念そのものについて學者の間にいろいろな説明があると思ひますが、そういうことを定義しようとする必要は、私としては考へておりません。

○樞密委員 ここにあなたの御署名も入つております昭和十六年十二月八日の太平洋戦争の宣戦の布告がございませう。これによりますと、米・英兩國に對する當時のあなたの規定は、こういうことになつておるのです。「重慶に殘存スル政權ハ、米・英ノ庇護ヲ待ミテ、兄弟尙未タ猶ニ相國ヲ悞メス。米・英兩國ハ、殘存政權ヲ支援シテ、東亞ノ禍亂ヲ助長シ、平和ノ美名ニ匿レテ、東洋制覇ノ非望ヲ逞ムセムトス。」これが大事なところで、それからさらに重要な点は、「剩ハ與國ヲ誘ヒ、帝國ノ周邊ニ於テ、武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ、更ニ帝國ノ平和的通商ニ、有ラユル妨害ヲ與ヘ、遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ、帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ。」この規定について、いまだに當時の所信としてあやまちがありませんかどうか、伺つておきます。

○岸國務大臣 當時の状況は、まさにそういうふうなわれわれが意識するやうな狀態にあつたと思ひます。

○樞密委員 そしてこれは明らかにだれが見ても帝國主義の性格を持つておるという事は、この文章によつて明確でございませう。そしてその後、今あなたは國際情勢が變つたから、アメリカの今日はその帝國主義的

性格に變更を來たしておる、當時はそれのように規定したけれども、今日は變つておるといふふうな先ほどの御説明でございませうが、もしかりとすれば、一体何を根拠として、そのアメリカの帝國主義の性格が變つたのか、どこがどういふふうになつたのか、そういうふうな御理解になつておられるのか、それを具體的に尋ねたいと思ひます。

○岸國務大臣 當時は、アジアにおきましても、御承知の通り、多数の地域は西歐諸國の支配のもとに植民地とされておりました。戦争後これらの國々、独立の國家が形成されております。そしてそれらの獨立を完成せしめるために國連があり、またその中心の勢力としてアメリカも努力をいたしてあります。またこれらの國々の自主獨立を完成することに協力をしておる。當時のいふゆるわれわれが認識しておりましたアジアを制覇せんとするといふやうな情勢は、變つてきておると私は具體的にはつきりと考へております。

○樞密委員 それは諒解でございませう。これは後に、最近のアメリカの政策が帝國主義の性格をもつてアジアに軍事的または經濟的に延べられてきておる、その上に新安保條約といふものが乗せられておるんだということを明らかにいたしたいと思ひますし、さらに

第二條に規定されて出ております日米經濟協力關係、同時に自由主義諸國における經濟自由化に伴う日米經濟並びにアメリカとアジア經濟との關連の具體的事實の中に、私たちはその性格の變更を認めるわけにはいかない。そう

いうことを立証していきたいと思つております。しかし、きょうはこの條約の内容にわたるためのアウトラインを明らかにいたしておきたいと思ひますが、私の考へでございませう。多くをこれに費やしませんけれども、今おっしゃいましたことによつて、われわれは、かつてはアメリカを帝國主義の性格を持つていた、今日は持つていない、それはアメリカ自身の変更ではなくて、アジア諸地域の植民地が獨立したからである、こういう説明でございませうが、これでもって私たちは納得するわけには参りません。だからこそその立ち上からしておるアジア・アフリカ諸地域の反帝國主義、反植民地並びに平和と繁榮を持ち來たそうとしておる諸民族が、アメリカ並びに日本帝國主義の再編成といふことに対して非常な危懼を持つておるの、そこにあるわけがございまして、決して彼らが一方的な誤解、一方的な恐怖心によつてそういうことを心配しておるのではない。そうではなくて、客觀的に新安保を契機といたします日米間の諸政策の中に具體的にいふ性格がまだ続けられる、または強化される危険すら感じておるからでございませう。従つて、あなたの今の御説明をもつて私は決して納得するものではありません。これは後に内容について次第に明らかにいたしていきたいことを申し上げてお

ます。

讀いてお尋ねしたいのは、戦時中に行ないました日本の大陸並びにアジア諸地域に對する侵略的な政策、これに對しては私どもは終戦後の日本の立ち上がり、終戦後の日本のアジア外交、これらをこれから述べますために

は、まづ先に反省しなければならぬと思ひ、自己反省だと思ひます。そういう意味においては、帝國主義的性格をもつて多くのあやまちと失敗があつたといふことについての岸首相の御反省、あやまちは、私は過去のあやまちをいたずらに追及するために質問するのではなくて、同じあやまちは二度繰り返してはならないという立場であつたに、お尋ねするのでございますから、いやみとお聞きにならないで、率直にこの際あなたの所信を明らかにしていただきたいと思ひます。

○岸国務大臣 これは私は今日から當時を回想し、おそらく幾積君自身も當時の情勢を判断されまして、これはお互いに人間でありまして、国民自身の見解といふものも非常に変わつております。われわれが今日の頭でもつて、當時考えたことが當時の状況において正しかつたかどうかという判断は、これはなかなか私はむずかしい問題であらうと思ひます。しかしながら少なくとも今後われわれがどういう方針で進むべきかという点に關しては、過去のわれわれの行なつてきたことに對して反省を加へつつ日本の真の平和と安全、日本をいかにして平和にし安全を保持していくか、またいかにして国民の福祉とその繁榮をせしめていくかといふこの見地に立つて、過去のわれわれの体面なりわれわれのやつてきたことを反省していくことが必要であらうと思ひます。そうして一たび戦

いとなりましてから、これがだんだん進展の過程におきまして、いろいろわれわれが今日から反省してみてもあやまちであつたといふようなことが多々あることは、これは確かにわれわれも冷

靜に反省をしなければならぬと思ひますが、全体の問題としてはやはり當時の客觀情勢といふものを置いて、そして當時の一般の國際情勢、國民の考へ方といふものを基礎に判断しないといふことは、今日の狀態で今日のなにももつてこれを判断するといふことは、私は適當な判断ではない、こう思ひます。

○幾積委員 それでは認識は、私が先ほど申しましたように平行線でございますが、それに満足、承服するものではなくて、具体的に新安保条約がいかに平和を愛する諸國民に不安を与えておるか、その背景を具体的に明らかにしながら、今の問題をお尋ねして参りたいと思ひます。

まず第一に、新安保条約は終戦後變わらざる憲法のもとにおいて、これを従来の日本の意思の加わらざる基地貸与協定の安保条約、それから性格を変えて相互防衛義務を持つた条約に急變するわけでございますが、それに対しては御承知のように、日本側において、當時今日に至る前に早く相互条約に切りかへたい、こういう要望をあらはらと個人的に、また公式にまた非公式に表明をされてきたわけですが、そのことについての經過は一々申し上げるまでもないのであつて、たとえばここにあります當時の外務省条約局長で、平和条約當時の交渉の衝に當つた一人である西村元条約局長が、サンフランシスコの思い出の中でそのことを明記いたしております。同時にまた第十二国会でございしますが、現安保条約の審議のときにもそのことを明らかにしておる。こういつておる。われわれは相互平等の相互援助方式が捨てられたことを深く遺憾とし、すなわ

ち現在の安保条約は相互方式になつていないといふことで先方の再考を求めた。先方のいうところは、要するにアメリカは北大西洋同盟条約の生みの親となつた上院のバンデンバーグ決議によつて自助、これはセルフ・エイドといふ意味を自助とここでは西村さんは訳しておられる。自助です。これはまたあとで非常に重要な意味を持つていふところですが、単なる経済力の問題ではなくて、自衛能力ある国とのみ軍事同盟に入ることを許されているが、日本は軍備を有しない。従つて自助能力を持たないから、平等の基礎において相互援助關係に入るを得ないといふことであつた。同様の答弁が今申しました十二国会においても、當時の政府を代表する条約局長として、アメリカはバンデンバーグ決議の根本原則を持つていふから、相手国が米國に對し有効なまた継続的な——これが大事ですね。バンデンバーグ決議のアメリカの解釈は、相手国が米國に對し有効なまたは継続的な援助を与える国でなければ、本格的な安保体制を締結する資格がない。日本憲法では、自衛権はあつてもこれは潜在的なものであつて、有効な手段がないから、この相互防衛義務は結ばないのだ、こういう規定をした。これが當時のアメリカのやや良心の残つておる解釈であり、態度であつたわけですね。ところが一体なぜ

變つたか。變つたところに、先ほど言いました帝國主義的な野心の危険をわれわれは感ずるわけです。それがどういふふうに変つてきたかと申しますと、經過については松本委員がやりましたから、きよりは問題を整理する程度に私はとどめておきますが、昭和

和三十年、これは、當時鳩山内閣の外務大臣であられた、亡くなられました重光さんが、今申しました通り、正式に、いわば安保条約を改定して相互防衛義務にした、こういう第一回の交渉を行なわれたときにも、同様に、アメリカのダレスの態度は、日本がもし相互防衛義務を結ぶといふことであるならば、いつやつてもよろしい、しかしながら、そのためには、日本自身がアメリカの安全のために防衛義務を負つてもらわなければならぬ、その地域は、西太平洋、グアム諸島まで、その地域に對して出兵する用意があるならば、いつでも相互防衛義務に応じてよろしい、しかし、現在の日本憲法ではそのことができないではないか、それではバンデンバーグ決議に反するから、これはできないと言われたのです。しかしながら、そのときに明確にされましたことは、逆に日本の重光さんはそこでやぶへびになつて引き下がりましたが、そのときに、砂川ほか五つの大きな飛行場の拡張計画の内約を手えた、さらにまた、全般的な軍事力の増強の約束をしてお歸りになつたわけでございます。ところが、その後、一九五八年、あなたの第一回のアイゼンハワー大統領との間における対談が行なわれて、そして今度の改定のきっかけとなりました岸・アイクの共同コミュニケとなつて現われて、その中からこれが日の目を見てスター卜するわけですね。

そこで、なぜ一体どういふふうに変つたか。アメリカの政策が變つてきたか。日本國憲法は嚴として變つておりません。そしてそれに対する解釈も、一九五五年までは、アメリカも、この第九

条の規定については、やや良心的な解釈をしていたので、それが、憲法の改正をしないで、今度の協定になぜ一體踏み切つてきたか。同じ人が踏み切つてきておるわけです。そこで、われわれは、一つの情勢の変化に伴うアメリカの政策の転換、同時に、積極的なアジア地域に對する軍事的進出といふものを讀み取らなければならぬわけですね。そこで、申すまでもありませんが、バンデンバーグ決議以後、アメリカとの間における新条約が具体的な交渉に入る、あなたとの第一回の共同聲明までの間、一体どういふ經過をたどつてきたかといふことを大きく讀み取りますと、一九四八年に、言うまでもなく、バンデンバーグ決議がアメリカの国会において決議されて、そして相互援助方式といふものが出てきた。これは連環圖であつたソビエトとの間に對する武力政策として登場してきたわけですね。その翌年の四九年には、ベルリン封鎖がある、同じ年の十月に、中國の中華人民共和國政府が獨立宣言をする、続いて、それに対応して、一九四九年にNATOの条約を結んで、まず西ヨーロッパにおける対ソ武力政策を強化する——これはワルソー協定より前でございます。五年も前のことですね。それから、五三年にスターリンが死んで、そしてやや空気が變つて参りましたが、相変わらず、兩陣營の對立は、力の對立に拍車をかける傾向を示してきて、そこで五四年の十一月に、問題になつたワルソー条約ができてきた。ところが、翌年の五五年になりますと、一方において、平和共存の空氣も出てきており

は、

ます。これはジュネーブにおきます巨頭会議における——これは必ずしも成功しませんでしたけれども、アジアにおきましては、前年の五四年の四月に、インドと中国の間におけるチベットと通商協定の前文の中で、初めて平和五原則というものが出て参りました、そして私が後に申しますように、アジア諸地域の独立諸国の平和と独立のためのこの支持が高まってきたわけですね。これがバンドン精神になってくるわけですが、五四年の六月に、ネルと周恩来との間における、平和五原則のはっきりした共同コミュニケが行なわれて参りました。明けて五六年に重要な転機が行なわれて、ソビエトの二十回共産党大会において、スターリンの今までの力の政策の痛烈な自己批判が行なわれた。そこで、平和共存政策というものが、アジア諸地域においてだけでなく、東西両陣営で力をもつて対立しておるソビエト自身の中から、力の道は進むべきではないというので、平和共存、雪解け政策への大転換が行なわれたわけがあります。ところが、これに對しては、アメリカの冷戦派の諸君——日本におきましても、この態度を戦略的なものである、戦術的な転換にすぎないということとで誹謗して、その誹謗は、今日のあなたもまだその解釈を変えておられない。遺憾なことですが、そうです。ところが、その翌年の五七年にスプートニクが出て参りました、ソビエトのICBMが圧倒的な優位を示すに至ったわけがあります。同時に、この年を見忘れてはならないのは、その翌年から、ソビエトの、社会主義諸国だけでなく、中立諸国に対する後

進国の経済開発の提案が具体化して参りました。このことは非常に重要なことであります。そういうことで五九年の相互訪問となり、東西外相会議となり、核実験禁止となり、今日のいわば平和共存、雪解けの世界の外交態勢を作り上げてきたわけですね。五七年が非常な転機になってきたわけでございます。

ところが、アメリカは一体それに対して具体的にどういう政策をアジアにおいてとつておるでございましょうか。今申しましたように、日本の憲法の規制のゆえをもつて、平和日本を尊重するという建前を立て、憲法の改正がない限り、相互防衛条約というものは結べないという態度をとつていたのを、同じ人が、同じ憲法のもとにおいて急速に乗り出してきた、それは一体どこにあるかということですが、それは問題に、ここでわれわれは、今日のアジアにおきまして、いわゆる今度の条約、協定の中における在日米軍——在日米軍とは一体何であるかということをも明確に見なければ、第五、六、七条の義務の履行の場合におけるわれわれの危機も解けません。また、第六、七条における、極東の平和のためにあるというところの疑問も解けない。さらにまた、交換公文にいうところの事前協議の実態も、文章の解釈だけでは解けません。そこで、私は、安保条約がよつて立つておるところの、安保条約の五、六、七条をもつて結びついておるところの在日米軍の性格と実態というものは、一体どこからきておるか。言うまでもなく、在日米軍というものは実は、安保条約の上では米韓条約がございまして、米日条約、米比条約がございまして、

しかしながら、アメリカの今日の対ソ、共産主義を仮想敵国とするところの戦略体系というものは、これらの孤立したものではないのであって、一環として、ハワイまたはペンタゴンにおいて指揮されております太平洋軍しかないわけですね。だからこそ、今度の条約の安全保障協議委員会の設置に関する往復書簡、この中で、今度の第四、五、六、七条の交換公文の協議事項に對する安全保障協議委員会が設置されておるけれども、この委員に太平洋軍司令官を指定しておるわけですね。これはあなたの書簡として向こうへ送られて、それが同意されて成立してある委員会でございます。この中では、外務大臣、それから大使、防衛庁長官、それから太平洋軍司令官、このうちどこに於いておること自身によつても、すでにアメリカの軍隊の実態というものが明確になっておる一つの証左だと思ふのですが、そういうことで実は急速に変わつてきたわけですね。そこで、これをながめれば、これは大へんなことですから、きょうはごくアウトラインだけ、条約の本質論に入りするための背景だけにとどめて、あと専門的な、掘り下げた議論は、わが党の他の委員の方から続いて説明をしていただきますけれども、特に私が言つておきたいことは、従来、朝鮮戦争までの、ダレスのいわゆる巻き返し政策、あるいはまた、封じ込め政策、あるいはまた、これは大量の名によつて呼ばれた——これは大量の報復政策であつたのが、先ほど言いました五七年のICBMの異常なるソビエト側の発達、これに刺激されて、そこで変化が生じたのが、今度の新

安保条約への踏み切りだと思ふのです。そこで見ますと、たとえば、最も代表的なものは、國務省の最高軍事顧問をしておりますフーブス、この人が、一九五八年の十月、また同年の一月、これらに、ちゃんとお外に見えように、大統領または國務長官にアドバースしただけでなく、世間に示す意味もあつて、そうしてこの点を明らかにしておる。フォーリン・アフェアーズの上でこの論文を明らかにいたしております。すなわち、新安保条約の前論になりますものは、従来の、ソビエトICBM、大陸間弾道弾以前の大量報復戦略体系ではだめだということ、これは、御承知の、昨年問題になりましたコンロン報告の中でも、このことを明確に打ち出しておりました。コンロン報告は、御承知の通り、単なる学者の報告文書ではなくて、上院の外交委員長の前書きで、その政治的意図を含めて発表されたものであります。従つて、この二つは、単なる民間の評論ではない。そういう点で見ますと、海外の基地の後退、そうして同時に、太平洋その他において例をとるならば、これは前進基地としての性格を持たせらる、こういう方針の変化を五七年からしてきています。これはもう明瞭だと思ひます。ICBMの翌年の五八年から、こういうことが明確に出てきておるわけですね。そこで、さらにフーブスの指摘いたしておりますものは、今度の新安保条約の性格と効用についてはこの規定しております。米の核兵器空軍の効力を増強すること、もう一つは、基地国への——セメントという言葉を使つて、基地国との支配関係を強化す

るためだということですね。これが、すなわち第一線の戦術部隊または指揮官をすつと西の方に撤収いたしました、ハワイまたはアメリカ本国まで引き揚げておいて、そしてアジアのものは前進基地だ。しかも、そのときに必要を生じてきたのは何かといへば、二つある。一つは、ICBMに對する小型爆撃機、小型核兵器ですね、その空軍力を強化するためにこれを増強せしめるということ、このことは、赤城防衛庁長官もお説りになっておられるが、重大なことですから、御記憶願ひますが、基地への、それから基地国へのセメントになるのだ、これは非常に政治的な意味を持つておるわけですね。そういうことでこの日本からの陸上軍の撤退が始まつた。そして今あなたが文書をもつて約束されたように、在日米軍といふものは独立したものであるのではなく、太平洋軍といふものの司令官は、少なくともハワイまたはペンタゴンにおる、こういう状態になっておるわけですね。これが、今日の新安保条約によつて、第三条で兵力を増強しておる大體の背景だと思ふのです。基礎だと思ふのです。そういうことから、先ほど申しましたような、アジアに對するアメリカの、平和共存に逆行する軍事的進出の性格が、決してやまつていないという点をわれわれは具体的に指摘せざるを得ないわけですね。こういう戦略体系自身の判断というものは、われわれしつとでございまして、新安保条約の軍事的性格、軍事的側面というものを——すなわち三条、四条、五

要な限り、日本を含めた新たな機構が極東防衛のために必要であるということですね。すなわち、日本の自衛隊——今度の新安保条約によって、第三條で増強され、第五條で血を分けた、切ることでない中にアメリカ軍と結びつけられているその自衛隊といふものは、この性格において理解しなければいけないということです。比喩でございませうけれども、長良川でアユをとっているのは、一匹々々独立している。横につながっておりません。日本と韓国と台湾とはつながっておりません。ところが、そのすべてがウエ匠の手につながっている。軍事的な側面では、ハワイの司令官あるいはペンタゴンの司令官につながっており、こゝう相互關係を明確に指摘しておるわけですね。だから、今度の条約における第四條、第六條等にはあります極東の地域なるものに金門、馬祖が入るからけしからぬとか、入らぬからいいというような問題ではなくて、これはまさに、今言つた通り、アメリカ帝國主義のなわ張りでございますから、従つて、これらの軍事同盟の骨格の上に、軍事的配置の骨格の上に乘せられてい

る。従つて、日本の米軍といふものは独立した軍隊ではなく、さらに日本の自衛隊といふものは、これまたアメリカ軍から独立し得ないことは明瞭であつて、その太平洋軍の一部である日本における米軍の補完部隊としての性格しか持っていない、そゝういう理解をせざるを得ないわけでございます。そゝういふことの判断は別ですよ。われわれはそゝう判断いたしますが、赤城さんが、そゝう判断されるかされないかは別として、そゝういふ太平洋におけ

るアメリカ軍の配置といふものが、そゝういふ状態に転換されつつある。そゝうして韓国、日本、台湾、フィリピン等の陸上、空軍、海上等の軍隊といふものは、今言いました通り、アメリカの、そこらに駐留しておるところの軍隊と結びつけて、コンバインされて、初めて一本になる補完的な性格を持つておる、そゝういふふうにわれわれは理解せざるを得ないと思ひます。従つて、今の、トルーマン元大統領、ダレス前國務長官等の、SEATOその他における日本の防衛力に対する理解の仕方が、はたして誤つておるか誤つていないか、これはアメリカとの間において食い違ひがあるかないか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○赤城國務大臣 アメリカといふしすなれば、太平洋のアメリカ軍が、一隊となつて動けるといふような態勢を整えておくといふことは、當然であらうと思ひます。しかしながら、何も日本は、今の長良川のウのようにつながつておるといふわけではなくて、日本の平和と安全が世界の平和と安全、あるいは極東の平和と安全につながる、そゝういふことでアメリカと連携をするといふことであつて、アメリカの手によつて日本がウになつておるといふのではなく、日本が一つの主体性を持つて、東洋の平和と安全に寄与していく、こゝういふ形ですから、逆だと思ひます。ことに、安保条約から申し上げても、そゝういふ一体となつていけるかどうかといふようなことを考えましても、日本の憲法の規定もありまして、軍事同盟的に、アメリカが侵略されるかといふことが起きたときに、アメリカまで日本の自衛隊が出動する

といふようなことはあり得ないので、そゝういふ点から見ましても、日本の平和と安全、こゝういふ問題からアメリカの軍と協力するといふ形で、アメリカ軍のために日本がこき使われるといふような形ではないと思ひます。そゝういふ観点から言ひますならば、安全保障条約といふものはみなアメリカのために奉仕するのだ、たとへばNAATOのイギリスは、これはアメリカのウになつて働いておるのだといふような見方をすると同様であります。それと同じように、日本が決してウになつて働くといふのではなく、日本の主体性のもとで、平和と安全を守つていくといふ意味からアメリカと協力する、こゝういふふうに私も考へております。

○總務委員 日本のために役に立つか立たないかは、これは後にお互いに議論いたしましたし、西ヨーロッパの例が示した、NAATO諸國が、今日アメリカとの間にいかなる對立を來たてておるか、NAATO加盟國相互の間において、いかなる對立を來たしつゝあるか、このことは、後に具體的事實をもつて立証いたしました。それがNAATOの軍事的性格といふものの無意味さを示すとともに、今申しましたよりなヨーロッパ第一主義の考え方から、今のNAATOの軍事機構といふものはゆるみつつある、そゝういふ認識で日本の防衛庁長官が世界の戰略體系といふものをごらんになつておるといふことになると、はなはだわれわれは心細い話であつて、納得するわけには参りません。

ただでなく、第一、國連憲章前からありましたところのチャブルテベック協定によつて、全米州の軍事協定ができおるわけですね。それが國連憲章の五十一條を援用いたしましたして、全米州機構となつて登場してきておる。それから、さきに言つたように、西に回りましてはNAATO、それからCENTO、ANZUS、それから今のアジアにおけるSEATO並びにNEATOが失敗をいたしましたから、そこで個別の取りきめをやつておるわけですね。そゝういふことになつておる。従つて、今日、全世界およそ四十二カ國をこえる國とこゝういふ軍事協定を結んでおるわけですね。しかも、その上に、先ほど言ひました、日本に対して態度がだんだん變つてきますときに、ちやうど西ヨーロッパにおいては、御承知のよう

に、五五年にパリ協定を結んで、西ドイツの再軍備を許すだけでなく、再軍備強化をエンカレッジする、奨励、鼓舞、激勵する政策をとつてきたわけですね。それに対応するものがアジアにおける新安保条約である、こゝう理解せざるを得ないわけですね。それは私どもがひがみを持つて、頭から色めがねをもつて解釈するのでなくて、先ほど言ひますように、日本の安保改定の事前の要望に対しては、憲法をたてにして拒否してきたアメリカが、五七年以後の情勢變化に伴つて具體的になつてきたといふことは、こゝで明瞭なんです。従つて、ヨーロッパにおけるドイツ、それからアジアにおける日本の、ヨーロッパのバリ協定に即応する新安保条約、こゝういふものを、國連をしてわれわれは見なければならぬ。だか

らこそ、先日、當委員會において、われわれの黒田委員が、アデナウアーのワシントン、東京訪問といふものに対して政治的な警告を發した、こゝで緊急質問をもつて警告を發したのは、そのゆゑなんなんです。それは單なる杞憂ではなくて、こゝういふアメリカの、全世界を取り巻くところの一つの戰略體系といふ具體的動きの中に、すなわち五八年からの雪解けとは違つた傾向を逆流せしめながら強化していく態勢といふもの、これが、われわれとしては指摘しておかなければならない点です。ですから、私があなたにお尋ねしておることは、そゝういふ事實を——その解釈は、われわれの解釈を押しつけようとは思ひません。私も、そゝういふ理解をしなければならぬではないかと思つておるのですが、事實は事實として、これは認めなければならぬわけでしょう。だから、そゝういふアメリカのアジアにおける戰略的な配置と、その補完部隊としての日本の自衛隊の地位といふものが明確にされるときに、それによつて、初めて今度の安保条約における極東地域の政治的意味と、それから兵力増強の第三條の意味、第五條の意味、事前協議の意味も、だんだんとその運営の中において、國民の理解が明らかになつていくと思ひます。そゝういふ基礎として私

は、お尋ねしておるのですから、あなたも、それが役立つと思つて、やつておられると私も思ひます。思ひますけれども、西ヨーロッパでもやつておるから、おれらもやるのはあたりまえじゃないか、他を顧みておのれを証明しようとするならば、西ヨーロッパは違つておるといふことを、われわれは

後に指摘いたしますが、事実だけを赤城さんに聞いておるのです。だから、そういう配置転換といふんですか、戦略体系の転換に対して、日本の自衛隊の性格、それから、これから太平洋司令官とあなたとの間に行なわれるところの安保協議委員会、その中において、具体的にはこの第三条の問題や第五条の問題が討議されるにきまつておる、そういう理解で私どもは何つておるわけですか。ただ抽象的に条約の文章をとって、これには拒否権があるとかないとかいふ、兵力増強の義務があるとかないとかいふことだけで——それも重要なことでございませうけれども、その実質的な成り行きというか、見通しというものを、この際われわれは国民とともに明確にしておいていただきたい、それで安保条約が正しいか、正しくないかをわれわれは理解して、賛否の態度をきめたい、こういうことでございませうから、事実を、この際、あなたも率直に明らかにしていただきたいわけですね。政治的判断は後に伺うことにいたしまして、その前に、その具体的な事実をお尋ねいたします。

○赤城閣下 先ほどから申し上げておりますように、アメリカの太平洋軍が一体となって運轉するということは、これはまぎれもない事実でございます。しかし、日本に駐留するところの在日米軍が、どういふふうな役割を演ずるかということは、これは具体的に、安保条約によって、日本に駐留を許す目的に従つて行動する、こういうことは、条約というものに具現化されておるのですから、その面からこれは判断するよりほかはないと思つてます。ですから、日本の自衛隊が、アメリカの

極東戦隊と一緒になつて、どこへも出ていく、アメリカまでも出ていくわけば、フィリピンまでも出ていくというよりなことは、これは事実としてもあり得ない。そういうことがあり得ないことを、条約の面に具現化しているのが、この条約だと思つてます。でありますから、私が申し上げておることは、抽象的な問題ではなくて、具現化した条約を基礎として、日本の自衛隊は、この安保条約においてどういふふうなあり方であるべきか、行動すべきかというところから申し上げますならば、アメリカの極東戦隊というものは、これはアメリカは持つていましめよう。持つていましめられども、それに何も引きずられていくわけじゃなくて、日本の平和と安全という、また、日本にアメリカ軍を駐留させる目的から判断して、日本の自衛隊というものは行動し、あるいはあり方を續けていく、こういうことであります。これが事実であるというふうには私は申し上げ、また、そう考へております。

○櫻井委員 そのあなたの願望と解釈につきましては、私は、遺憾ながらまだ納得するわけに参りません。それで次の機会に、私も同僚委員から専門的に一つ掘り下げて、その問題を明らかにしていただきたいと思います。次に、安保条約の軍事同盟的性格の内容の討議に入る前に、今、私はごくしつとすけれども、一応安保条約のよつて立つ軍事同盟の側面を理解するために、今の米軍のアジアにおける進出と配置を指摘してお尋ねしたわけですが、もう一点だけ安保条約の政治的背景として指摘して、岸総理並びに藤山

外務大臣のお考えを伺つておきたいのは、経済的な側面でございます。言うまでもなく、独占化されました資本主義国と低開発後進国との間における経済的結びつきというものは、実は軍事的な結びつき以上に重要な擧取、支配のバイアスとしての意味を持つておるわけでございますから、従つて、私は、実はこの問題についての日米間の経済関係と、アメリカのアジア諸地域との間の経済関係につきましては、ソビエトの経済援助政策との対比において、後に機会をあらためて、第二条の審議の中でお尋ねしたいと思つておりますが、きょうはごくアウトラインとしてお尋ねいたしておきたいのは、言ひまでもなく、アメリカの独占資本の力というものは、敗戦後の世界の経済、特に自由主義諸国の経済に対して大きな影響力を持つていたわけですね。日本の復興に対しても、西ヨーロッパの復興に対しても、さうでございましたから、対外援助の実績につきましては、ソビエトとは比較にならない。額においても、時間的にも、早くから多く行なわれてきておる。ところが、ここで私は特徴的なものを一つ指摘しなければならぬ。

それは何かといふと、額の多い少ないだけでなく、一つ問題になりますのは、アメリカの援助と、一九五八年以後のソビエトの対外経済援助とを対比してながめてみますと、第一の特徴はどういふところにあるかといふと、資本の投資、借款またはクレジット等の場合において、アメリカ側の経済的条件というものは、非常にきびしい条件が多いわけですね。第一に申しますならば、これはアメリカが、言ひま

でもなく、国際協力局——ICAの基金と、DLF——後進国開発基金と、世界銀行、輸出入銀行、余剰農産物の返還方式、それからまた、来年度から第二世界銀行ができる、そういうふうないろいろなありますけれども、総じてながめますならば、たとえばソビエトが、先般アラブ地域、インド、インドネシア等に行ないました条件と比べると、非常にきびしいものである。まず、利子は大体六分前後、ソビエト側が二分五厘、それから期間について、非常に長期になつておる。さらに大事な点は、ひもつきでないといふ明らかなにいたしたいと思つておるけれども、援助の条件が軍事援助と結びつけられて、そして見返りの資金というものが、日本においてもさうでございとおる。それからまた、最近ドルの不足といふことが、ドルの地位が危機を生じて参りましたので、まずDLF基金からバイ・アメリカン——アメリカ商品に対する優先買付を要求する、あるいはまた、余剰農産物の買付を要求する、あるいはまた、輸送の場合においてはアメリカン・シップ——アメリカの船を使うことを要求する、これは単なる経済的条件でございませうけれども、こういう点が非常にきびしくなつておるの、第一の特徴であります。

それからもう一つの特徴は、その投資が、非常に軍事的性格を持つておるというところでございませう。これも先ほど言ひましたように、アメリカの政策が、決してソビエトに先がけて平和的なものであり、民主的なものであると解釈するわけには参りません。たとえば、

昨年度一年——五八年から五九年にかけてのアメリカの経済援助をとつてみましても、直接の軍事援助になつておりますものが、全体の中で十八億ドルの地位を占めて、全体のパーセンテージは四五・六%になつておるわけですね。さらに、同様の軍事的性格を持つた、すなわち、防衛性格を支持するため資金、これは八億三千五百万ドルとなつて、その占める地位は二一・二%になつておる、こういうことです。これを両方合算しますと、大体全援助額の六七%が軍事的性格を持ったものであり、軍事的義務を負わしめたものになつておる点が第一点、しかも、その経済援助を与えておる国につきましては、ほとんどすべてが、アメリカとの間に結ばれた経済ブロックの加盟国であり、または軍事協定によつて、アメリカと結びつけられておる国に限られておると言つて差しつかえございません。これはアジア・アフリカ地区、中近東地区からアフリカ地区にその具体的な例をとつてみましても、明瞭でございませう。従つて、今のアメリカの対外援助資金の中で最も大事なもの、このアジア・アフリカ地区に例をとりますならば、ICA、あるいはまた、世界銀行ではなくて、輸出入銀行ではなく、DLF、開発借款基金、これが中心にならなければならぬはずなんです。ところが、そういうことと精神でやりますならば、真に名前のごとく、後進国の開発を、そして世界における民族間の平等、または階級間の平等等をなくすることが平和の基礎である、そしてそれが民主主義の基礎である。国際的な民主主義並びに国際的な平和共存の基礎といふものは、階級間と民族間

の基礎といふものは、階級間と民族間

における不均衡を直すことだという精神で、この基金というものは使われなければならぬ。従つて、A A諸国に對する経済援助というものは、今申しましたような軍事的性格を持ったものでなく、また、経済的な条件がきびしいものではなくて、後進国の實態に即応した對外援助が行なわれなければならないにかかわらず、昨年度の一年だけ、五八年から五九年だけとつてみましても、たとえば日本、台湾、ベトナム、韓国、フィリピン、パキスタン、これらは大体アメリカと軍事的に結びつけられておる国でございます。従つて、これらの国に對するものは、後進国開發という名目で行なわれておるけれども、実は實態はそうではない。というのは、人口が、これら六カ国合せて、ほぼ概算で二億三千万、それに対して援助額が、アジア・アフリカ地区全体で八四%を占めておる。先ほども、軍事援助の比率で、私は總額の六七%が軍事的性格だと指摘いたしました。この場合におきましては、アジア・アフリカ地区において八四・四%という高率を示しておるわけでありませう。そして、他のこれらの國よりさらに低地域であつて、眞の開發のための、ひもつきでない民主的な經濟援助、政治的、軍事的性格を持たない開發資金を必要としておる諸國、合せてみると、人口が約十億、それに対して一体どれだけの援助が行なわれておるかといふと、全く逆に、たった一三・六%の援助しか行なわれていないといふのが、昨年度のアメリカのアジア・アフリカ地区に對する對外投資の實情でございます。

そこで、先ほど言いましたように、變化が生じて参りました。なるほど、五八年からソビエトの對外援助が、先ほど申しましたように、ひもつきでない上に、場合によれば現物支払いも許す——軍事的援助もよりあります。軍事的援助によりまして、それは軍事的な義務を生ぜしめないで、経済的なコモーション・ベースで返還をし、または現物支払いをもつて決済するといふ、いわばひもつきでない援助、これがA A地区で歡迎されたわけですね。そういうことに刺激されて、先般も予算委員會であなた方が大いに言つておられる第二世界銀行といふものが、来年から發足することになる。これは從來の六%前後の利率よりは引き下げられる可能性が生じて参つておりますけれども、昨年度の實績をとつてみましても、今のうちに非常な二つの特徴、すなわち、軍事的性格が非常に強いといふことと、それからもう一つは、経済的条件が、低開發地域に對しましては負担するに苦しいような非常にきびしい條件が行なわれておるといふこと、この二つの特徴を私は発見せざるを得ない。そういうことが現状になつて、その構想の上に、日米經濟協力の第二條といふものが組み立てられるわけですね。それにもう一つ、これは後に經濟協力の点で申しますけれども、自由化の問題とからんでおるわけですね。この状態のままで、アメリカの新安條約第二條に伴います經濟協力なるものが、アメリカの民主的な後進國開發計画を中心にした、そして岸首相がかつて言われた、アメリカの資本で、日本の技術で東南アジアの市場開發ができるのだといふような考え方は、全

く國民を欺くオブラートにすぎないといわれれば考へざるを得ないわけですね。特にこの点については、藤山外務大臣は財界から入られて、再々言うように、戦争のための外交政策ではなくて、經濟發展のための經濟外交政策を國民は期待しておつた。にもかかわらず、何もやらぬで、戦争の準備ばかりおやりになつておるわけですから、この際、今のアメリカのA A地区に對する經濟援助の實態、その上に乗せられる新安條約の經濟協力規定、こういう事實を認識した上で、私の總括的な危惧に對するあなた方の所信を、總理の答弁の後に尋ねたいと思ひます。

○藤山國務大臣 私、今總務委員會の言われました御意見とは、実は逆な考へ方を持つております。アメリカが、何か非常に金利の高い、あるいは非常に嚴格な條件のもとに低開發國に金を貸すといふことが、アメリカ帝國主義の擲取の道であり、あるいは低開發國を隷屬化する道であるといふふうに言われるのでありますけれども、これは個人の貸借でもおわかりいただけませう。ただでもらうくらい、もらった人がその人に隷屬することはございませぬ。ましてや、コストを割りますような利率でもつて金を貸して、その恩恵を享受することは、その与えられた人は、与えられた人に対して隷屬的にならざるを得ません。そういう意味において、經濟開發といふものは、やはり適當な利率、そして適當な條件をもつて援助していくことが必要だと私は思ひます。それは、むしろ低開發國の今日の立場からいまして、できるだけ安く、できるだけ長期であること

が必要であることは當然でございますから、われわれは、それに向かつて努力して参らなければならぬのでございます。しかしながら、いわゆるコモーション・ベースに反したような利率、國內の金利を割つて貸すというのは、これは恩恵でございます。そういう意味において、アメリカの援助それ自身が嚴格であるといふことが、必ずしも後進國を擲取するのだ、あるいは後進國に對して何か隷屬的な立場でいふのだ、そういうお考えとは私は實は意見を異にしておりまして、全く逆に考へております。

また、軍事上の協力の問題につきましても、これはアメリカだけがやつておるよりはお話しになりますけれども、私は一々の例を持つておりませんが、エジプトに對する、あるいは中近東に對する武器援助等の問題を考えてみまして、決してアメリカだけがやつておるわけではございません。ですから、そういう意味において、何かソ連だけが非常に正當なことをやつており、アメリカだけが非常に不正當な、帝國主義的なことをやつておるといふふうには、私は斷じて考へておりません。従つて、今後の經濟的な後進國開發に對しまして、アメリカと協力して参りますことは、決して不當とは考へておりません。

○總務委員 それらのことは、先ほど言いましたように、きょうは安條約の性格を明らかにするための前論でございますから、後に經濟協力の實態の討議のところで明らかにしていきたい。あなたの御回答に、私どもは満足するものではございません。

○藤山國務大臣 先ほど言いましたように、變化が生じて参りました。なるほど、五八年からソビエトの對外援助が、先ほど申しましたように、ひもつきでない上に、場合によれば現物支払いも許す——軍事的援助もよりあります。軍事的援助によりまして、それは軍事的な義務を生ぜしめないで、経済的なコモーション・ベースで返還をし、または現物支払いをもつて決済するといふ、いわばひもつきでない援助、これがA A地区で歡迎されたわけですね。そういうことに刺激されて、先般も予算委員會であなた方が大いに言つておられる第二世界銀行といふものが、来年から發足することになる。これは從來の六%前後の利率よりは引き下げられる可能性が生じて参つておりますけれども、昨年度の實績をとつてみましても、今のうちに非常な二つの特徴、すなわち、軍事的性格が非常に強いといふことと、それからもう一つは、経済的条件が、低開發地域に對しましては負担するに苦しいような非常にきびしい條件が行なわれておるといふこと、この二つの特徴を私は発見せざるを得ない。そういうことが現状になつて、その構想の上に、日米經濟協力の第二條といふものが組み立てられるわけですね。それにもう一つ、これは後に經濟協力の点で申しますけれども、自由化の問題とからんでおるわけですね。この状態のままで、アメリカの新安條約第二條に伴います經濟協力なるものが、アメリカの民主的な後進國開發計画を中心にした、そして岸首相がかつて言われた、アメリカの資本で、日本の技術で東南アジアの市場開發ができるのだといふような考え方は、全

く國民を欺くオブラートにすぎないといわれれば考へざるを得ないわけですね。特にこの点については、藤山外務大臣は財界から入られて、再々言うように、戦争のための外交政策ではなくて、經濟發展のための經濟外交政策を國民は期待しておつた。にもかかわらず、何もやらぬで、戦争の準備ばかりおやりになつておるわけですから、この際、今のアメリカのA A地区に對する經濟援助の實態、その上に乗せられる新安條約の經濟協力規定、こういう事實を認識した上で、私の總括的な危惧に對するあなた方の所信を、總理の答弁の後に尋ねたいと思ひます。

○藤山國務大臣 私、今總務委員會の言われました御意見とは、実は逆な考へ方を持つております。アメリカが、何か非常に金利の高い、あるいは非常に嚴格な條件のもとに低開發國に金を貸すといふことが、アメリカ帝國主義の擲取の道であり、あるいは低開發國を隷屬化する道であるといふふうに言われるのでありますけれども、これは個人の貸借でもおわかりいただけませう。ただでもらうくらい、もらった人がその人に隷屬することはございませぬ。ましてや、コストを割りますような利率でもつて金を貸して、その恩恵を享受することは、その与えられた人は、与えられた人に対して隷屬的にならざるを得ません。そういう意味において、經濟開發といふものは、やはり適當な利率、そして適當な條件をもつて援助していくことが必要だと私は思ひます。それは、むしろ低開發國の今日の立場からいまして、できるだけ安く、できるだけ長期であること

が必要であることは當然でございますから、われわれは、それに向かつて努力して参らなければならぬのでございます。しかしながら、いわゆるコモーション・ベースに反したような利率、國內の金利を割つて貸すというのは、これは恩恵でございます。そういう意味において、アメリカの援助それ自身が嚴格であるといふことが、必ずしも後進國を擲取するのだ、あるいは後進國に對して何か隷屬的な立場でいふのだ、そういうお考えとは私は實は意見を異にしておりまして、全く逆に考へております。

また、軍事上の協力の問題につきましても、これはアメリカだけがやつておるよりはお話しになりますけれども、私は一々の例を持つておりませんが、エジプトに對する、あるいは中近東に對する武器援助等の問題を考えてみまして、決してアメリカだけがやつておるわけではございません。ですから、そういう意味において、何かソ連だけが非常に正當なことをやつており、アメリカだけが非常に不正當な、帝國主義的なことをやつておるといふふうには、私は斷じて考へておりません。従つて、今後の經濟的な後進國開發に對しまして、アメリカと協力して参りますことは、決して不当とは考へておりません。

模といふものは、平均十分の一になつてゐるわけだ。それから資本輸出でなくて、商品輸出も、今申しましたように、全体の総量も、パーセンテージがたつたまだ三割にしか回復してきていないといふことである。それと、そのうちの資本財だけ重要なものをつとめてみます。これは経済が重化学工業中心になり、独占化されて参りますと、雑貨輸出でなくて、資本財の輸出がこの後の問題になると思ふのです。そういう点で見ると、イギリスまたは西ドイツ、これは一八%に対して、日本はたつた三・二%、こういう点であります。こういう状態であるわけでございます。従つて、対外輸出が、これは資本の直接の投下でなくて、延べ払いであるとか、それから債権の残であるとか、それから借款等を含むものとして、伸びた伸びたと申しまして十一億ドル、こういうのが日本の安保条約を迎えようとする経済の実態でございますから、従つて、問題になりますのは、これから一体、この安保条約がどういふふうな経済的に利用されていくか、こういう点が非常に問題になる点だと思ふのです。

そこで、ちよつとつとてみましょう。アメリカと結ぶところのアメリカとの関係ですが、近隣国だけとつてみますと、アメリカに対する輸出、これも今申しました通り、総額における低位だけではなくて、アメリカの対韓輸出といふものは、日本が二〇%であるのに対して、そのちよつと倍の四四%を占めております。これは戦前とは比較にならないわけです。それから台湾との関係につきましても、日本はこれ

はやや伸びて参りまして三八%に対して、アメリカの対台湾輸出は四六%となつております。ここでもやや前より一倍ではありませんけれども、とにかく三分の一しか占めていない。それから、この問題になりまして、ベトナム、これはやや岸さんと植村さんの特別の関係で伸びて参りまして、日本が二一%に対して、アメリカは二四%になつてゐる。最後のタイ、このタイだけが、日本がかすかにアメリカを追い越してゐる。これがアジアにおきまする輸出の主要なる、つまり、アメリカと軍事同盟を結んでゐる国と、日本並びにアメリカとの貿易関係の実態であります。

こういうことをなぜ一体問題にするかといへば、ここで新安保条約といふものが、アメリカの独占資本と日本の独占資本とが結んで、そして東南アジアに対する開発または輸出の増強——この面においては、この間の後進国開発会議に、日本がいささか招かれざる客のごとく飛び込んで、島さんがおいでになつた。これはこの間の五十億のアジア諸地域に対する経済援助の法案が審議されたときに、正確に政府当局、大蔵省並びに通産省が答弁しておるのは、このゆえんは、西ヨーロッパの共同市場にもぐり込みたいためなんだ、こういう話なんです。そのためには、どうしてもアメリカのこの間の後進国開発会議に参加する、そして一つのは、東南アジアに対する進出、アメリカに軍事的義務を負い、アメリカに軍事的サービスをして、対米輸出を伸ばしてやらう、そして資本の投入をやる、ここにおいて対アジア諸国に対する貿易の肩がわ

りをする。こういうことは、私どもが指摘するのではなくて、この間の五十億のアジア開発のための資金をリザーブする法案の中で、政府当局がこのことを明確にしておられるわけです。そこに私どもは今の新安保条約の経済的側面といふものを見なければならぬ。そういう状態の上に新安保条約といふものが乗せられてゐる。そこに、今言いましたように、あなたは経済的合理主義によつてとおっしゃいますけれども、必ずしもそうではなくて、この新安保条約の五条によつて、アメリカと防衛条約を結んで、極東地域において強化されるその防衛力、軍事的力、それを背景とする経済的進出、その経済的進出のためにその力を背景にする。あなた方は、アジア並びに日本の安全を守るために防衛的な性格だと言われますけれども、そうではない。日本の独占資本がこの事実を知らないはずはない。立ちおくれを取り返そうとする意欲がないはずはない。そのための軍事費、そのための軍事的産業の強化、これはSEATO諸国を対象とする軍事生産の輸出それだけではななくて、その軍事費、軍事予算によつてまかなひましたものが、非生産的な費用ではなくて、コストとなつて、向うから取りもどす。今日は閣僚になつておられますが、岸総理は御記憶に十九年当時の議會におきまして、戦時公債を発行することに対して議論が行なわれた。そのときに、日本の生産力が低下しつゝあるときに戦時公債を発行することは、日本のインフレを増強するものであり、国民生活を圧迫し、さらに輸出を困難にするものであると

いう議論が、良識ある議員から行なわれたときに、今自民党の外交調査会長をしておられる賀屋大蔵大臣は、当時何と言つて説明したかといふと、それは心配は要らない、戦時公債の裏づけといふものは、日本の生産力ではないのだ、日本国内における生産力ではないのだ、アジア大陸から東南アジア諸地域の顕在的な、または潜在的な開発資金を裏づけとしておられるのであるから、決してインフレの心配はないと言つて、説明をされて、この予算は通つたわけだ。それは何かといへば、この軍事予算、すなわち、まかなうところの軍事費は、単なる自己防衛や平和のための非生産的費目だ、戸締まりのための金だといふことではなくて、それは武力をもつてアジア並びに東南アジアに進出して、そこで非合理的な、非コモーション・ベースで、そこから開発して吸ひ上げるその物資並びに利潤が、戦時公債の裏づけになつてゐる。戦時費の裏づけである、いみじくも説明されました。それは戦時中のことでございます。それがこの間の國會で、大蔵、通産、外務の三委員会において、五十億の対外援助が審議されたときに、政府が説明いたしましたことは、これによつて……

〔発言する者あり〕

○小澤委員長 静粛に願います。

○穂積委員 これによつて、西ヨーロッパ市場並びに東南アジア開発市場に進出するための手がかりの資金である、こういう説明が行なわれたわけだ。あやまちを繰り返そうとしておるわけだ。従つて、経済的に独占資本の諸君が今度の岸内閣を非常にバックしまして、新安保条約に強硬なる意見を

持つておる経済的基礎といふものは、私はここにあらうと思ふ。その危険を感じるわけだ。総理並びに藤山外務大臣の見解を、この際何つておきたいと思ひます。

○藤山國務大臣 私は、もうすでに過去の公式論になつております独占資本論に基づいて、必ずしも今日の事態を解釈する必要はないと思つておるわけでございます。今日、東南アジア低開発国に対して、独立国となりました。国々の経済的發展を刺激して参りますことは、当然、先進国と申しますか、あるいは自由主義國の有力な国々があるならばならないことだと私は考えております。そして政治的独立の裏づけとして、経済的独立ができません。やうにやつて参りますのは当然だと思ひます。しかし、そのこと自体は、やはり商業ベースの上でやるべきことが一番必要であらうと私は考えておるのであります。アメリカも同じやうな考え方です。でやつて参ることで、決してそのこと自体が、何か新しい経済的な進出であらうとは私は考えません。

また、貿易を拡大して参りますといふこと自体が、すぐに何か支配力を持つといふふうにお考えになるかと思ひます。私は行過ぎではないかと思ひます。どの国でも、貿易を拡大していかねばならぬこととわろんであります。お互いに貿易を拡大し合ふといふこと自体は、決して何ら経済的な支配を確立するといふ意味ではございません。そういう意味において、共産國の国々におきましても、あるいは過去において、中共が、相当安い品物を東南アジアなり

アフリカに輸出いたしましたし、そうして貿易の伸張をはかつて、中共の経済建設に外貨獲得をいたした例もござります。各国それぞれ貿易を伸張して、国内の経済の確立をやっていくというところは、これは今日世界のどこでもやっておりますのでございまして、そのこと自体が、すぐに何か経済的な支配を確立するということではないと私もは考えております。従って、われわれは、東南アジアからアメリカやドイツを手を引かして、そうしてそのためには、ヨーロッパ共同体の中に入っていかなければならぬというふうに狭く考えてはおりません。お互いに競争しながら、自分の技術と経験によつた、よき製品をできるだけ安く売るということによつて、自由主義陣営の中の貿易競争は当然やるべきである。ただ、ヨーロッパ共同体のような、ある一つの関税障壁をたいたいものがあるような趨勢にもしあるとするならば——これは必ずしもあるとは現在私は申し上げかねます。しかし、あるとするならば、そういうものは、域外諸地域に對して適當でないわけでありまして、これらのもので域外の諸国がヨーロッパ共同体の国々と話し合いながら、そういう傾向のないように持つていかなければならぬのであります。その意味におきまして、日本がヨーロッパに對する輸出をもっと盛んにして参らなければならぬのでありますから、そういう意味において、ヨーロッパ共同体と域外諸国との間の調整に、日本自身も相當な努力を払い、あととてくれば、話し合いの場に出ることが適當であると考へております。

○穩健委員 いろいろと説明をなさいますけれども、この問題は、ここで多くの時間をとろうと思いませんから、先ほど申しましたように、あらためて聞きたい。

ところが、こういふわれわれの危惧は、実は平和を愛する日本における国民の危惧だけではなくて、特にわれわれが位してありますアジア・アフリカ諸地域、これは今後重要な日本の外交の対象になる地域でございまして、けれども、これらの地域の諸国、ほとんど大多數の国が、岸さんのおっしゃったような意味で新安保条約を礼賛しておられます。そしてまた、日本独占資本の経済的進出の危険についても、決して藤山外務大臣が説明されたような甘い言葉を迎えてはおりないのであります。

そこで、政府がわれわれにお配りになりました情報、国際情勢資料に、新安保に對する各国の反響として、報告をされておられる。これは政府の発行したものである。これは政府の皆さん、ごらんになっておられるでしょうか、この国際情勢資料なるものは、資料ですが、すべての国の評論なり意見なりを載せるべきであるにかかわらず、相契わらず一方的であつて、アジア・アフリカ地域における重要な中立諸国の反響すら載せていない。こういうことですから、おそろくは、岸さんも藤山さんも赤城さんも、さっきの御説明で、アジア・アフリカ諸地域の諸国並びに諸人民が満足して、おそれ入つておると思つたら、大間違ひです。ですから、その一例として申し上げてみます。

ソビエトから参りましたグルムイコ寛書その他は、外務省を通じて政府への寛書でありますから、これは申すまでもない、私は申しません。それから中国の外交部が発表しました声明です、ね、これも政府がやつた寛書ではございせんが、政府の発表ですから、ござらんになったと思つては、ところが、そうではなくて、中国における人民大衆が放つた批判、これは北京における日米軍事同盟反対集會の決議になつておりました、民主的なものでございまして、これにはこういふふうに指摘しております。(中共に大衆の聲を聞かないよ)と呼ぶ者あり「アメリカ帝國主義は新しい侵略と戦争を企てるため、日本軍國主義の復活と侵略の再起の防止に關する一連の國際協力を踏みにじり、公然と日本軍國主義を復活させ、日本を米國の侵略的軍事プロックと核戦争の体制に組み入れた。一方、ここからは特に藤山さんに聞いていただきたい。岸信介氏を代表とする日本の軍國主義勢力も、米帝國主義に追隨し、再度アジアで擴張を行ない、」エクスパンションの意味です。「大東亞共榮圈」を再現させようとするはかない夢を見てゐる。日米軍事同盟の設立は、中国、ソ連及びアジア各国の安全に重大な脅威をもたらしてあり、同時に、日本民族を再び戦争の災難に引き込もうと試みている。今、自民黨の席からはからずともヤジが飛びましたが、中国の、すなわち、共產主義諸国の人民の聲であるから、初めから色めがねをして、敵視政策、または仮想敵國視して、そういうことをヤジられるわけございまして、これは後に申し上げますように、國連憲章の精神によつて

新安保が組み立てられるといひますならば、自由主義諸國、社会主義諸國の區別はないわけですね。そういう精神は國連憲章のどこにもない。従つて、この聲は、この六億の民衆を代表する声として聞かなければならない。そういう意味で、私はほんの注意を促しておきます。

そのほか、中国におきましては、郭沫若であるとか、廖承志、あるいは謝南光、張樂若、これらの人々が放送をし、あるいはこれら最も中国の今日知日派といひますか、それらの人々が言つておる。

さらに北朝鮮、北ベトナム、それからモンゴル共和国、それから東ヨーロッパ諸國の社会主義諸國にも、同様の趣旨のものがあつておられますけれども、これは趣旨が大体同じですから、省略いたします。

次に問題になりますのは、今ヤジつておられますが、問題になるのは、中立諸國の聲でございまして、インドですね。インドは、これはあなたとネル首相とは、アジアの平和と繁榮について話し合はれてゐるはずである。敵對國でもないけれども友好國でもない。あなたも考へて、敵對國ではない。そういう問題について、先般も積極的な協力をしようとしておられる。そのインドでございまして、このデリー・ヒンドスタン、これは御承知のように、インド国内におきましても、中立國の中で、最も右寄りの新聞、機關紙ですね。決して社会党寄りのものではございせん。中立のインドのその中で、またまた中よりは右寄りの機關紙、それが、長くなりますから、結論だけ申し上げます。

と、「ソ連と中国は日本の隣國であり、彼らの隣國に米軍基地が設けられるのはかれらにとつて當然危険なことである。すなわち、戦争への危険を指摘しておるわけにございまして。さらに、このインドのアムリタ・バザール・パトリカ、これも今申しましたように、決して左翼的なものではございせん。これは最後にこういふふうに言つておきます。「この条約の唯一の具體的結果といへば、モスクワと北京の論評が十分に指摘してゐるとおり、極東の冷戦を激化させるということである。」すなわち、冷戦激化の政策であるということをは危惧して、そして中立と平和を尊重するインドの世論を代表して、日本並びに日本國民に警告を發してゐるわけですね。あなたは、社会主義諸國以外はほとんどこれを礼賛してゐるような錯覺を持つておられるのでありますけれども、そうではないのでございまして。

さらにインドネシア、これまで賠償協力その他が行なわれて、非常に大事な友好國でなければならぬ。このインドネシアの黎明日報は「米國の育成の下、日本はさらにばり大な武力をもち、對外擴張——これはエクスパンション、膨張のことでしょう。この中に帝國主義的な進出という心配が含まれておるわけですね。」「對外擴張を行なつてその「大東亞共榮圈の野心」を實現しようとするにたかんでゐる。」これはインドネシアですよ。であるから、東南アジア全人民、特にインドネシア人民は不安を感じておると率直に訴へておられます。さらに、これは一つだけであつた方は信用しないかもしれぬから、申し上げますが、同じくインドネ

と、申し上げますが、同じくインドネ

シアのビンタン・チムール、これはこ
ういうふうに言っております。最後
で、「日本が軍国主義の古い構想——
国内問題解決と市場と原料供給地を求
めるため軍事的拡張を利用する——」
ここで、藤山さんよくお聞き下さ
い。これはあなたが賠償をやらまし
たインドネシアの世論でございます。
この軍国主義の構想、すなわち、帝国
主義的な市場拡張の構想——を使
うとして、この軍事条約は日本を他の諸国、まず最初にアジ
ア諸国から孤立させるだろう。これが
インドネシアの代表的な論評でござ
います。

それからアラブ連合、これも中立諸
国です。アジア・アラブ諸国で、中立
諸国で、高崎さんその他がアッサム開
発その他の経済開発に非常に協力して
おり、親目的であり、日本との間にお
ける経済協力を最も願っておる国で
ございます。決してあなたがらつてお
る共産主義国または社会主義国では
ございません。これが何と云っておる
かというと、これはアラブ共和国の代表
的なアル・グムフリヤ紙で、これはそ
の論説でございまして、「この条約は
日本を完全に米国の同盟国にしたが、
新同盟は日本に一層の危険をもたらす
だろう、自国内に外国の基地を設けれ
ば、戦争に導くだけだ」これまた冷戦
激化の政策であるということを指摘し
て、反省を求めておるのでございま
す。さらに、A.A諸国民連帯会議、こ
れは実は日本国民に向かってメッセー
ジを送つてよこしまして、このように
訴えております。「バンドン諸原則と
カイロ諸決議は、——これは高崎さ
んも出席されたバンドン決議のことで

す。カイロ諸決議には北村徳太郎さん
も参加されております。「諸決議は、
平和共存と完全独立の実現を断乎とし
て擁護し、帝国主義者との軍事同盟を
非難している。いかなる形式であると
問わす、帝国主義者と軍事同盟を結
ぶ国家は、確実に帝国主義の走狗たる
役割を荷負されるであらう。」そうし
て続いて、こういふことを言つてお
る。「相互防衛」という口実のもと
に、日本が、アメリカ帝国主義の追随
者たる地位から、その協力者たる地位
を占めることを、われわれは監視する
ことはできない。」続いてまた、これ
は……（中ソ同盟はどうなんだ」と
呼ぶ者あり）ちよつと待つて下さい。
中ソ同盟については、ヤジがありま
すが、後に私は明確に触れます。「ま
た、日本がその工業力を互恵平等の原
則に基いて相互の繁栄とを、すべての
アジア・アフリカ人民が希望している
にもかかわらず、アメリカ帝国主義の
利益のために極東の兵器庫たらしめよ
うとしていることは、最も恐るべき事
実である。」すなわち、日本の軍事化
をおそれているわけですね。「全アジ
ア・アフリカ人民は、日本におけるア
メリカ帝国主義の協力者によつて企図
されている日本軍国主義の復活を、許
すことはできない。」これが日本国民に
対する呼びかけでございます。

さらに、エジプトとイラクが、これ
また中立国として、同様の趣旨のもの
をよこしておりますが、時間がだんだ
んなくなつてきましたから、省略いた
しましょう。

最後に総論に申し上げたいのは、
あなたが自由主義諸国の陣営だと言つ
ておる韓国、フィリピン、アメリカ国内

等における論評、これは亭主の好きな
赤烏帽子で、亭主の好きなものしか登
録しない外務省の方々の情報の中には
載つていないと思ひますから、重大な
参考として申し上げておきます。自由
主義諸国は全部これを礼賛し、歓迎し
ておるなどとお考えになつたら、大き
な誤りでございすから……。

フィリピン。これは「マニラ・ミ
ラー」でございます。「マニラ・ミ
ラー」でございまして、「マニラ・ミ
ラー」がいかなる新聞であり、その論説が
フィリピンにおいていかなる比重を占
めておるかというところは、外務省の方
は御承知でございまして、ようから申し上
げませんが、こういふふうに言つてお
ります。「新条約中の日米兩國間の経
済提携を定めた条項は、特に悪質な
ものである。東南アジア諸国は、その結
果として、あの悪名高い大東亜共栄
圏が今度は日米協力の名のもとに復
活することをおそれている」と、率直
にその結論で訴えております。これは
フィリピンでございまして。

次に韓国。韓国は「韓国日報」。こ
こでは、「新条約は、日本を極東にお
いて従来より以上に高い地位に引き上
げるであらう」、これはいい意味も含
まれておるとともに、昔、韓国の支配
をしておつた当時の日本をもう一ぺん
思い起こしながら言つておる。続いて
「東亜日報」。この論説は、こういふ
ふうに言つております。「新条約は、極
東全域における日本の指導的立場を承
認する。岸首相の訪米が、十五年前
に——ここからが大事です。「十五年
前に力では失敗した大東亜共栄圏を、
平和的に達成することを目指す」とい
ふことは十分想像できることである」
これが結論でございまして。決してあな

たの言うように、自由主義諸国がすべ
てこれを礼賛しているものではござい
ません。（その雑誌は「前衛」だろう
と呼ぶ者あり）これは「世界」。勉強の
ために読んでおらんになつたらいいで
しょう。どこであらうと、「世界」の意
見ではない。「世界」の意見ではなく
て「東亜日報」の意見。これも「韓国
日報」です。一月十九日ですから、調
印の日です。あなたのことを非常に皮
肉つて、こう言つておる。「戦犯で
あつた岸氏が、平和賞の受賞者となる
までに百八十度の転換をするだけの偉
大な貢献があつたとするならばともか
く——」ともかくですから、ないとい
うことです。「これは過去五十年間日
本帝国主義の最大の被害を受けておる
韓国人民を初めとして、岸氏自身ま
でもあぜんたらしめた一部のアメリカ
人の漫然識的な措置であるといわな
ければならない」、あなたのやつておら
れる新安保条約は、決して平和のため
の政策ではないといふことを指摘して
おるわけでございます。そのほか、ア
メリカにおける論評が数篇、痛烈なる
ものがありますが、これは時間があ
りませんから省略いたしておきます。

このように、安保条約がよつて立つ
ておりますところのアメリカの国際情
勢の変化に伴うアジアの太平洋軍の
配置転換の実態と、それから経済的
な、アメリカのアジア・アフリカ地域
に対する現在の対外援助の実態、その
性格、さらに、日本の東南アジア諸地
域に対する経済的関係、以上が、私が
最初に申しましたように、新安保条約
を理解するための政治的背景であり、
その背景のもとに、またはその一つの
表情として新安保条約がここに登場し

てくるわけですね。そこで私は、最初
に申し上げましたように、ここで、第
一に、条約の内容について討議に入り
ながら、御質問をいたしたいと思ひま
す。

率直に申し上げます、先ほど申しま
したように、新たな条約は、これに国連
憲章の精神並びにその規定を順守する
こと、日本国憲法の規定内ということ
でカムフラージュし、オブラートで包
んでありますけれども、決してそれで
はなく、国連憲章の精神に反し、五
十一條を乱用し、憲法に違反する、社
会主義諸国を仮想敵国とする軍事同盟
である。それは、われわれが主観的に
理解するのではなくて、客観的に条約
の構造並びに規定の中に明確であると
思ひます。そこで、この条約が軍事的
同盟ではないかという質問が、もうこの
二、三年来、国会のあらゆる委員会
でなされたが、それに対して政府
は、ただ一片の防衛的なものである、
諸君の誤解であるといふことで、何ら
内容についての所信を明らかにされて
おりませんので、私は、これから、何
ゆえにわれわれがそういうことを言
うかというのを、単に観念的な、独善
的な解釈をしておるのではなくて、具
体的な条約の構造、それから条文的規
定の中にその事実があることを明らか
にしなから、所信をお尋ねしたいので
す。

最初に、先ほど帝国主義について申
しましたが、帝国主義論は先ほど程度
でいいとして、軍事同盟であるか
ないかというのをここで規定するため
は、軍事同盟といふことに対するお互
いの概念、理解が一致していなけれ

たの言うように、自由主義諸国がすべ
てこれを礼賛しているものではござい
ません。（その雑誌は「前衛」だろう
と呼ぶ者あり）これは「世界」。勉強の
ために読んでおらんになつたらいいで
しょう。どこであらうと、「世界」の意
見ではない。「世界」の意見ではなく
て「東亜日報」の意見。これも「韓国
日報」です。一月十九日ですから、調
印の日です。あなたのことを非常に皮
肉つて、こう言つておる。「戦犯で
あつた岸氏が、平和賞の受賞者となる
までに百八十度の転換をするだけの偉
大な貢献があつたとするならばともか
く——」ともかくですから、ないとい
うことです。「これは過去五十年間日
本帝国主義の最大の被害を受けておる
韓国人民を初めとして、岸氏自身ま
でもあぜんたらしめた一部のアメリカ
人の漫然識的な措置であるといわな
ければならない」、あなたのやつておら
れる新安保条約は、決して平和のため
の政策ではないといふことを指摘して
おるわけでございます。そのほか、ア
メリカにおける論評が数篇、痛烈なる
ものがありますが、これは時間があ
りませんから省略いたしておきます。

このように、安保条約がよつて立つ
ておりますところのアメリカの国際情
勢の変化に伴うアジアの太平洋軍の
配置転換の実態と、それから経済的
な、アメリカのアジア・アフリカ地域
に対する現在の対外援助の実態、その
性格、さらに、日本の東南アジア諸地
域に対する経済的関係、以上が、私が
最初に申しましたように、新安保条約
を理解するための政治的背景であり、
その背景のもとに、またはその一つの
表情として新安保条約がここに登場し

たの言うように、自由主義諸国がすべ
てこれを礼賛しているものではござい
ません。（その雑誌は「前衛」だろう
と呼ぶ者あり）これは「世界」。勉強の
ために読んでおらんになつたらいいで
しょう。どこであらうと、「世界」の意
見ではない。「世界」の意見ではなく
て「東亜日報」の意見。これも「韓国
日報」です。一月十九日ですから、調
印の日です。あなたのことを非常に皮
肉つて、こう言つておる。「戦犯で
あつた岸氏が、平和賞の受賞者となる
までに百八十度の転換をするだけの偉
大な貢献があつたとするならばともか
く——」ともかくですから、ないとい
うことです。「これは過去五十年間日
本帝国主義の最大の被害を受けておる
韓国人民を初めとして、岸氏自身ま
でもあぜんたらしめた一部のアメリカ
人の漫然識的な措置であるといわな
ければならない」、あなたのやつておら
れる新安保条約は、決して平和のため
の政策ではないといふことを指摘して
おるわけでございます。そのほか、ア
メリカにおける論評が数篇、痛烈なる
ものがありますが、これは時間があ
りませんから省略いたしておきます。

このように、安保条約がよつて立つ
ておりますところのアメリカの国際情
勢の変化に伴うアジアの太平洋軍の
配置転換の実態と、それから経済的
な、アメリカのアジア・アフリカ地域
に対する現在の対外援助の実態、その
性格、さらに、日本の東南アジア諸地
域に対する経済的関係、以上が、私が
最初に申しましたように、新安保条約
を理解するための政治的背景であり、
その背景のもとに、またはその一つの
表情として新安保条約がここに登場し

たの言うように、自由主義諸国がすべ
てこれを礼賛しているものではござい
ません。（その雑誌は「前衛」だろう
と呼ぶ者あり）これは「世界」。勉強の
ために読んでおらんになつたらいいで
しょう。どこであらうと、「世界」の意
見ではない。「世界」の意見ではなく
て「東亜日報」の意見。これも「韓国
日報」です。一月十九日ですから、調
印の日です。あなたのことを非常に皮
肉つて、こう言つておる。「戦犯で
あつた岸氏が、平和賞の受賞者となる
までに百八十度の転換をするだけの偉
大な貢献があつたとするならばともか
く——」ともかくですから、ないとい
うことです。「これは過去五十年間日
本帝国主義の最大の被害を受けておる
韓国人民を初めとして、岸氏自身ま
でもあぜんたらしめた一部のアメリカ
人の漫然識的な措置であるといわな
ければならない」、あなたのやつておら
れる新安保条約は、決して平和のため
の政策ではないといふことを指摘して
おるわけでございます。そのほか、ア
メリカにおける論評が数篇、痛烈なる
ものがありますが、これは時間があ
りませんから省略いたしておきます。

このように、安保条約がよつて立つ
ておりますところのアメリカの国際情
勢の変化に伴うアジアの太平洋軍の
配置転換の実態と、それから経済的
な、アメリカのアジア・アフリカ地域
に対する現在の対外援助の実態、その
性格、さらに、日本の東南アジア諸地
域に対する経済的関係、以上が、私が
最初に申しましたように、新安保条約
を理解するための政治的背景であり、
その背景のもとに、またはその一つの
表情として新安保条約がここに登場し

たの言うように、自由主義諸国がすべ
てこれを礼賛しているものではござい
ません。（その雑誌は「前衛」だろう
と呼ぶ者あり）これは「世界」。勉強の
ために読んでおらんになつたらいいで
しょう。どこであらうと、「世界」の意
見ではない。「世界」の意見ではなく
て「東亜日報」の意見。これも「韓国
日報」です。一月十九日ですから、調
印の日です。あなたのことを非常に皮
肉つて、こう言つておる。「戦犯で
あつた岸氏が、平和賞の受賞者となる
までに百八十度の転換をするだけの偉
大な貢献があつたとするならばともか
く——」ともかくですから、ないとい
うことです。「これは過去五十年間日
本帝国主義の最大の被害を受けておる
韓国人民を初めとして、岸氏自身ま
でもあぜんたらしめた一部のアメリカ
人の漫然識的な措置であるといわな
ければならない」、あなたのやつておら
れる新安保条約は、決して平和のため
の政策ではないといふことを指摘して
おるわけでございます。そのほか、ア
メリカにおける論評が数篇、痛烈なる
ものがありますが、これは時間があ
りませんから省略いたしておきます。

たの言うように、自由主義諸国がすべ
てこれを礼賛しているものではござい
ません。（その雑誌は「前衛」だろう
と呼ぶ者あり）これは「世界」。勉強の
ために読んでおらんになつたらいいで
しょう。どこであらうと、「世界」の意
見ではない。「世界」の意見ではなく
て「東亜日報」の意見。これも「韓国
日報」です。一月十九日ですから、調
印の日です。あなたのことを非常に皮
肉つて、こう言つておる。「戦犯で
あつた岸氏が、平和賞の受賞者となる
までに百八十度の転換をするだけの偉
大な貢献があつたとするならばともか
く——」ともかくですから、ないとい
うことです。「これは過去五十年間日
本帝国主義の最大の被害を受けておる
韓国人民を初めとして、岸氏自身ま
でもあぜんたらしめた一部のアメリカ
人の漫然識的な措置であるといわな
ければならない」、あなたのやつておら
れる新安保条約は、決して平和のため
の政策ではないといふことを指摘して
おるわけでございます。そのほか、ア
メリカにおける論評が数篇、痛烈なる
ものがありますが、これは時間があ
りませんから省略いたしておきます。

このように、安保条約がよつて立つ
ておりますところのアメリカの国際情
勢の変化に伴うアジアの太平洋軍の
配置転換の実態と、それから経済的
な、アメリカのアジア・アフリカ地域
に対する現在の対外援助の実態、その
性格、さらに、日本の東南アジア諸地
域に対する経済的関係、以上が、私が
最初に申しましたように、新安保条約
を理解するための政治的背景であり、
その背景のもとに、またはその一つの
表情として新安保条約がここに登場し

たの言うように、自由主義諸国がすべ
てこれを礼賛しているものではござい
ません。（その雑誌は「前衛」だろう
と呼ぶ者あり）これは「世界」。勉強の
ために読んでおらんになつたらいいで
しょう。どこであらうと、「世界」の意
見ではない。「世界」の意見ではなく
て「東亜日報」の意見。これも「韓国
日報」です。一月十九日ですから、調
印の日です。あなたのことを非常に皮
肉つて、こう言つておる。「戦犯で
あつた岸氏が、平和賞の受賞者となる
までに百八十度の転換をするだけの偉
大な貢献があつたとするならばともか
く——」ともかくですから、ないとい
うことです。「これは過去五十年間日
本帝国主義の最大の被害を受けておる
韓国人民を初めとして、岸氏自身ま
でもあぜんたらしめた一部のアメリカ
人の漫然識的な措置であるといわな
ければならない」、あなたのやつておら
れる新安保条約は、決して平和のため
の政策ではないといふことを指摘して
おるわけでございます。そのほか、ア
メリカにおける論評が数篇、痛烈なる
ものがありますが、これは時間があ
りませんから省略いたしておきます。

このように、安保条約がよつて立つ
ておりますところのアメリカの国際情
勢の変化に伴うアジアの太平洋軍の
配置転換の実態と、それから経済的
な、アメリカのアジア・アフリカ地域
に対する現在の対外援助の実態、その
性格、さらに、日本の東南アジア諸地
域に対する経済的関係、以上が、私が
最初に申しましたように、新安保条約
を理解するための政治的背景であり、
その背景のもとに、またはその一つの
表情として新安保条約がここに登場し

たの言うように、自由主義諸国がすべ
てこれを礼賛しているものではござい
ません。（その雑誌は「前衛」だろう
と呼ぶ者あり）これは「世界」。勉強の
ために読んでおらんになつたらいいで
しょう。どこであらうと、「世界」の意
見ではない。「世界」の意見ではなく
て「東亜日報」の意見。これも「韓国
日報」です。一月十九日ですから、調
印の日です。あなたのことを非常に皮
肉つて、こう言つておる。「戦犯で
あつた岸氏が、平和賞の受賞者となる
までに百八十度の転換をするだけの偉
大な貢献があつたとするならばともか
く——」ともかくですから、ないとい
うことです。「これは過去五十年間日
本帝国主義の最大の被害を受けておる
韓国人民を初めとして、岸氏自身ま
でもあぜんたらしめた一部のアメリカ
人の漫然識的な措置であるといわな
ければならない」、あなたのやつておら
れる新安保条約は、決して平和のため
の政策ではないといふことを指摘して
おるわけでございます。そのほか、ア
メリカにおける論評が数篇、痛烈なる
ものがありますが、これは時間があ
りませんから省略いたしておきます。

ば、幾ら議論してもだめでございますから、まず、軍事同盟の性格を規定して、政府の統一解釈として、軍事同盟とはこういう性格のものを言うのであるが、そうではなくて、国連憲章にいう集團の取りきめはこういう内容のものであるという点の区別を明らかにしてから質問をいたしますから、このことについては、率直にさせていただきます。

第一、私どもは、軍事同盟をこういうふうに理解いたします。戦時におきましては、つまり、新条約の第五條がうたっている非常な事態が生じたときには、相互に防衛同盟の義務を負い合っている。そして、お互いに他の安全のために、国策としてこの防衛行動を行なう。これが第一。

第二の要件は、平時でございすが、平時におきましても、一定の政策遂行が行なわれておる。この同盟機構、つまり、この条約機構が、平素の政策遂行に利用されている。その国の内政のすべてを含んでおりません。たとえば、今度の条約で言うならば、第三條による兵力増強の打ち合わせをする、あるいはまた、第四條における脅威が生じたときに対処するための第五條の戰闘行為になる前の政策遂行に利用する、あるいはまた、平時の兵力増強だけではなくて、指揮、訓練等に対しても今度の安保委員会を通ずるわけですね。さらには、その国の國際情勢の判断にこれを利用する。このことは、今まで行なわれました合同委員会の審議の中で行なわれてきたことをわれわれは明らかにいたしますけれども、今度の新安保条約におきましては、先ほど私が指摘いたしました日

米安保協議委員会を通じて、第五條の戦時だけではなくて、平時における政策遂行のためにお互いに利用されるわけですね。これが第二の特徴、要件である。

第三点は、仮想敵国を持つこと。これは国連憲章五十二條にいう地域的取りきめとの性格の重大なる区別の特徴、メルクマールになるわけでありすが、仮想敵国を持つておるといふこと。

以上、三点をもつて私どもは軍事同盟条約としての規定をしたい、というふうな理解をしております。そして、まず最初に、新条約と国連憲章の地域的取りきめ、あるいはまた個別的集團の自衛権との問題に入つて参りたいと思ひますが、最初に、この軍事同盟が途中までひっくり返り、ひっくり返り、よくなことでは困りますから、きょうは首相、外務大臣、赤城防衛庁長官、林法制局長官並びに高橋条約局長全部おられますので、どなたからでもけつこうですから、統一解釈なるものをこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○岸国務大臣 私どもは、この条約をもつて軍事同盟とは考えておりませんから、そういうことに対して政府が統一見解を発表する必要はないと思ひます。いろいろな人によつて、軍事同盟といふ内容に——種々委員が、今おあげになつたような意味で軍事同盟といふ言葉をお使いになるとわれわれが理解しておけばいいことでありまして、こちらから何も統一見解を発表すべき性質のものではないと思ひます。

○種々委員 私は、この条約が軍事同盟であると思つてお答えなさいとだけ言つてゐるのではない。私の方では軍事同盟条約と理解せざるを得ないが、あなたの方は軍事同盟条約ではないと言つてゐる。軍事同盟条約にあらざる条約というならば、この条約が軍事同盟条約であるのかかわらず、軍事同盟条約といふ概念があつて、それと比べて軍事同盟条約でないといわれるのならばわかりませんが、そうでなければ、これから國際條約を審議するのに、一体どうやつて審議できますか。たとえば、今のうちに中ソ友好同盟條約、ワルソー條約、NATO條約、これらが具體的に問題になつて参る。そのときに、これが軍事同盟條約であるかないかといふことをあなた方が言う以上は、軍事同盟條約でないといふ解釈しても、軍事同盟條約といふ概念が政府の頭の中にあるはずなんです。それがなくして軍事同盟條約の論争はできません。そんなばかばかしい答弁は、われわれ納得するわけにいきな

い。

○高橋(通)政府委員……。

「総理大臣々々々」と呼び、その他発言する者多し」

○岸国務大臣 総理大臣としての見解は、先ほど申し上げた通りであります。國際法の概念として用いられてゐることにつきましては、いろいろな説があるようでありますから、条約局長からその点についての見解を申し述べます。

○高橋(通)政府委員 通常われわれが、國際法上と申しますか、國際關係におきましての軍事同盟といふことの問題でございすが、この軍事同盟といふことでわれわれが一般的に理解されてゐる概念はどうかであるかという問題であらうかと思つております。一般的に、これは軍事同盟だ、軍事同盟でないという問題は、むしろ、第一次世界大戰前の概念であつたかと思ひます。すなわち、昔の概念におきましては、御承知の通り、戦争をするといふことが違法だとか違法だとかいわれてゐなかつた。すなわち、戦争といふものが一般に違法であつた時代に、この軍事同盟、すなわち國家間の結合といふものが行なわれたのではないか、こ

ういうふうな考へております。軍事同盟にも、御承知の通り、攻撃同盟、それから防衛同盟、それから攻守同盟といふふうな、いろいろな分類が行なわれております。すなわち、ある國と結合して第三國に攻撃を加へようじゃないか、こ

ういうふうな結合、これは一つの軍事同盟といわれております。それから、ある國から攻撃を受けたとき、相互に結合してこれを防衛しようじゃないか、これは防衛同盟でございします。それから、攻守両方を規定したところの攻守同盟——私が申すまでもないことではございすが、こ

ういうふうな概念によつて軍事同盟といふことが呼ばれておつた。ただ、現在におきましては、國連憲章におきまして、武力の行使は明らかに禁止されておるわけでございます。そして武力の行使が禁止され、武力の行使を行なうといふことは、集團的または個別的自衛権の範圍内で行なへるということになつております。従ひまして、こ

ういふ概念の範囲内では、武力の行使も違法である、攻撃を受けることも、また、攻撃を受けた場合にそれを反撃すること、も全く無制限であつた。そういう時代に、これをフルに活用して、國家間の結合によつて對抗しようといふのが軍事同盟であつた、こ

ういうふうな考へます。

○種々委員 それでは話が前に進みません。それではお尋ねいたしますが、國連に加盟してゐる國の結ぶものは、どのような内容のもので、すべて國連憲章を尊重するといふ一文字さえあれば、それは國連憲章に許されておる、または奨励されておる地域的取りきめである、こ

ういふ理解されるかどうか。それははなはだしき論理の独断であり、飛躍がございします。そしてまた、同時に、今日の八十二カ國の加盟國以外に、この世界の平和に対して重要な影響を持つてゐる諸國で、國連に入つていない國がある。その國の結ぶものは、一体、内容によつて規定せずして何によつてしますか。それが奨励すべきものであるか、世界の平和のために排除すべき条約であるか、それを規定するには、内容によつて規定する以外にない。その國が國連に入つてゐるもので、入つてゐないものはい、入つてゐないものはだめだとか、また、入つてゐるもののはやることは何事でもないといふことではないと思ひます。従つて、その点をまず第一に明らかにしていただきたい。

○高橋(通)政府委員 そういふ概念のもとにわれわれは軍事同盟といふことを考へております。従ひまして、現在、そのような軍事同盟といふもの

は、明らかに国連憲章で私は禁止されておる問題だと考えております。国連に加盟していない国も、国連憲章では、これに従ってやるように、国連加盟国としては努力しなければならぬ、こういう規定がございますので、国連憲章を順守すること、並びに第五十一条を順守すること、すなわち、武力攻撃がありした場合に、これに対して個別的な、または集団的な自衛権を、自衛権の範囲内でこれを行使すること、しかも、国連が措置をとるまでそれをやること、また、国連に直ちに報告され、国連の措置がとられたならばそれに従うこと、こういうふうな国連の憲章を完全に順守しなければならぬ。そういう意味合いの安全保障の結合、個別的な結合でございます。また、そうでなければならぬわけでございますが、そのワク内をはずれたところの軍事同盟ということは禁止されておりますし、現在存立するわけにはいきなり、こういうふうに思っています。

○總務委員 それは形式論であつて、それでは現在までのだけでなく、今後結ぶところのあらゆる軍事条約は、国連憲章の精神、目的と原則に従うという字句さえ入れれば、それで内容のいかんを問はず、そして五十一条にいう報告の義務、自衛権の限界というところであれば、これはいいということですか。

それからもう一点は、私が、先ほど国連憲章の精神に反する軍事同盟の内容規定をいたしました、それに対する適否を、一つそちらから言っていた、問題を選ばないで、あの規定が正しいか正しくないか。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、武力攻撃を受けた場合には、集団的または個別的自衛権を行使しまして、相互に防衛するという約定を結ぶこと、これは国連憲章のもとにおきましても許されていることである、国連憲章の安全保障を補充する意味で、このようなことは許されていると考えております。従いまして、決して仮想敵国云々という問題でなくして、防衛と申しますか、武力攻撃をしかけられたときに、応急的にどう対処するか、こういう意味合いの国家間の結合ということは、軍事同盟ではなくて、国連憲章のもとにおける許された協定であろうというふうに考えます。

○總務委員 それでは、ここで押し問答いたしましたもいけませんから、前へ進めながら、今の軍事同盟の規定について具体的に一つ一つ進めていきたいと思います。了承したわけではございません。

そこで、第一にお尋ねいたしますが、私の理解では、国連憲章のもとにおいて行なわれるところの地域的取りきめは、大体三つの分類をもつてわれわれは理解すべきである。その第一は、この五十二条は、言うまでもなく、国連憲章そのものの精神は、国連機構そのものが平和と安全の保障機構であるべきでございますが、それが足りない場合の補完的な意味としてここに認められておるわけですから、従つて、第一の重要な特徴は、先ほど申し上げましたように、仮想敵国、敵対するものを全然想定していない、自由主義諸国であるとか、社会主義諸国であるとか、そういう政治または思想、政

策の違いというものによつて全然区別をしないで、むしろそれらのすべてを含む、さらに具体的にいへば、平和と安全がお互いに脅かされる危険のある関係に立つておる国々、それらの国々を外へ出さないで全部内に包んで、お互いの平和と安全を保障し合う、そして加盟国のA国がB国に対して危害を加えた場合には、加盟国B国だけが自衛権を発動してやるだけでなく、C、DあるいはE、Fの諸国もこれに協力して、その侵略行為を排除する、こういうことによつて紛争または侵略を抑えていく、そういう性質のものが一つだと理解いたします。五十二条に言うところの説明は、言葉足らずでございますが、わかり切ったことでございますから簡単に申しましたが、そのように理解して政府は差しつかえないとお考えでございますかどうか。そして、今度の新安保条約はこの五十二条によるものではないと、私は、今申しました理由によつて理解いたしますが、その二点について政府の答弁をわずらわしいと思つて。

○岸国務大臣 条約の字句の解釈の問題でございますから、政府委員より答弁いたします。

○高橋(通)政府委員 お答え申し上げます。御指摘の点は、第八章の「地域的取極」という点であるかと考えております。そこで地域的取りきめの概念がどういふものであるかという点、先ほど御指摘になりました仮想敵国云々を問題としていない。すなわち、この地域内または地域的に結ばれた諸国の内部の問題をまず考えるのが地域的取りきめではないか。すなわち、御承知の、地域的取りきめの内包性とかいうこ

とで言われている点でございますが、確かに理想的な形としては、そういう点が考えられるわけでございます。ただ、この国連憲章の第八章の「地域的取極」というのは、非常にばく然とした概念ではなからうか、すなわち、これが地域的取りきめでありまして、それ以外のもの、またはそれが無いものは全然地域的取りきめであつてはいけません、それまで厳格にこの地域的取りきめの概念というものを規定したものでない。すなわち、第八章の「地域的取極」の五十二条の「この憲章のいかなる規定も、国際的平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適當なものを処理するため」これが一点でございます。そして、「その行動が国際連合の目的及び原則と一致すること」を条件とする。この広い一つの概念規定が、非常にばく然としていますが、こういう意味合いから見ますと、今の第二の御指摘の、この地域的取りきめに該当するかどうかということも、新安保条約がこの地域的取りきめであるというのを決して否定するものではない、こういうふうな考えをしております。

○總務委員 きょうは、私はちよつと具体的な速記録を持って参りませんが、したが、総理は、本条約は国連憲章五十一条を援用する協定であるという点には明確にされておられる。五十一条と五十二条と違いますよ。だから五十二条によるものではなくて、五十一条を援用して、それによつて精神を尊重するだけじゃなくて、具体的には五十一条による、すなわち、個別的、集団的自衛権のオーソライズされた五十一条によるのだ、こういうふうに明確に答

えておられますが、これは一体どういう意味ですか、総理にお尋ねいたします。

○岸国務大臣 安保条約の第五条において、武力行動をやるという場合は、五十一条の、いわゆる個別的または集団的自衛権に基づいてそういう行動をするという意味において、内容が五十一条によるというのをいっているのではありませんが、五十一条は、私どもは五十二条と相いれない、いわゆる排除するということに考えております。

○總務委員 国連憲章の中の五十一条と五十二条とではありません。当然、後に、五十一条が頭を出して参りました経過並びに内容については明確にするわけですが、新安保条約に關係いたします。いたしますが、だから五十一条によるか、五十二条によるか、これはいづれによるかというところは、当然、安保条約の解釈上明確にしなければならぬ、第一章第一条の目的、原則に従つていふことだけによつて、国連憲章の裏づけが行なわれているんだという具体的説明ではないわけですか。この条約は、あくまで相互防衛同盟条約なんです。その条約の中でいふならば、第五条です。条約の性格はそこに中心がある。それであるならば、経済協力であるとか、平和を尊重するとか、国連の強化をやるとか、前文または第一条とか第二条、これらのものを抽象的精神規定として、それで言っているのは、具体的に、いかなる法律根拠によつて、国連によつてジャスファイされた協定であるのかという事です。五十二条でなく、明ら

個別的自衛権としてここで考えられているのは、そのような意味における個別的自衛権——この個別的自衛権も、もちろん、従来の伝統的な自衛権でございまして、従いまして、それは固有の権利であるというふうに考えられる。ところが、集団的自衛権になりますと、これはたゞいま御指摘のように、憲章五十一条によりまして、初めてこのような権利の存在が認められた、すなわち、そこで固有と考えられております場合は、この場合の固有は、非常に重大な権利というより意味の権利でありまして、決して自然法的な意味における固有というものが、集団的な自衛権にあるというふうには考えられない、というのが一般的な見解ではないか、こういうふうに考えます。

○穂積委員 時間が参りましたので、留保いたしました、次の機会に続行いたしたいと思っておりますけれども、ちょうど区切りでございますから……。

今の政府の解釈によりますと、新安保条約にいわれるところの集団的自衛権の権限の内容というのは、明確な制限がある。すなわち、自然法的または正当防衛論を法の根源とするところの集団的自衛権の概念とは違つて、言うまでもなく、次の三つの条件というものをこれは厳守しなければならぬ。その第一は、武力攻撃が、現に継続的かつ組織的、具体的にあつた場合においてのみ、これが発動し得る。言うまでもなく、その場合においては、集団的な自衛権であつても、個別的自衛権であつても、五十一条の規定するものは、あの先制攻撃の概念は認めていない、先制攻撃の概念はこれを排除しておる。従来の自然法的または正当

防衛論を法源とする正当防衛論、あるいは集団的自衛権の場合においては、先ほど条約局長が言つたように、戦前の、戦争のある意味における自由であるような状態の国際社会の場合、また国際法秩序の場合と違つて、先制攻撃の概念は入らない、これが第一の条件であり、規定である。第二は、安保理事会が、その起きたところの侵害に、または攻撃に対して必要な措置をとるまでの間の暫定的なものである、これが非常に重要な点ですね。新安保条約は暫定的なものではありませんけれども、そのいすれにしても、ここで規定しているところのものは暫定的なものである。第三は、先ほどお話がありましたような、この行動が集団的自衛権、個別的自衛権を、五十一条を援用して発動すること以外に考えられないわけですから、その場合におきましては、個別的自衛権の発動であらうと、集団的自衛権の発動であらうと、

も、国連加盟国であり、国連精神を尊重する独立国家は、すべて、その個別的または集団的自衛権を発動した場合には、直ちに報告の義務を持つておる、これに違反して自衛権の発動は許されない。以上三つが厳格なる規定である、厳格なる制限である、こういうふうに私は解釈して、自衛権の解釈、あるいはまた、運用の面についての審議を進めるべきだと思ひますが、それで御異存はございませんかどうか。できれば藤山外務大臣からお答えを願ひたい。

○藤山國務大臣 今回の五条は、まさにその精神をうたつておるわけであり

○穂積委員 それでは、これからいよいよ新安保条約の内容について、性格を規定するために審議を進める所存でございしましたが、本日は、お悔やみ申し上げますが、自民党の長老の林譲治先生がおなくなりになつて、自民党の党華がおなくなりになつて、御事情を伺つておりますので、はなはだ残念でございしますが、われわれ野党の者もそろつて弔意を表しながら、きょうはこれで質問を留保して中止いたしますので、後にそのおつもりで一つ委員長からよろしくお願い申し上げます。

○小澤委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会